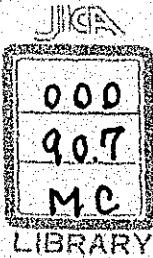


海外医療協力委員会議事録

(第 1 回)

〔昭和45年11月5日〕

海外技術協力事業団医療協力部



国際協力事業団	
受入 月日	84.5.23
登録No.	07001

第1回海外医療協力委員会議事録

1. 開催日時及び場所

昭和45年11月5日 午後4時—7時30分

厚生年金会館（東京都新宿区）

2. 出席者

委員（13名、全員出席）

片峰大助

小平正

重松逸造

島尾忠男

白幡友敬

染谷経治

多ヶ谷勇

武谷健二

外山敏夫

平沢和重

本多憲児

曲直部寿夫

水野鑑

幹事（6名）

竹内嘉巳（厚生省医務局医事課長 木村課長補佐代理出席）

甲斐安夫（文部省大学学術局病院課長）

伴正一（外務省経済協力局技術協力課長）

篠浦公夫（海外技術協力事業団日本青年海外協力隊事務局長）

角谷清（海外技術協力事業団総務部長）

JICA LIBRARY



1015381[5]

後藤伍郎（海外技術協力事業団医療協力部長）

欠席幹事（2名）

石丸隆治（厚生省公衆衛生局防疫課長）

沢田徹（文化庁長官官房国際文化課長）

事業団側出席者

役員

田付景一（海外技術協力事業団理事長）

寺岡卓夫（海外技術協力事業団専務理事）

中西申一（海外技術協力事業団常務理事）

宮川国生（海外技術協力事業団常務理事）

医療協力部職員

吉本静夫技術参事，堀田吉男副参事

石塚競，新垣和成，南百世，

大川彰也，佐藤嘉宏

外務省側出席者

杉山事務官（経済協力局技術協力課）

川瀬事務官（経済協力局技術協力課）

樋口事務官（経済協力局技術協力課）

3. 討議專項

- (1) 医療協力の現状と問題点について
- (2) 医療専門家の立場から
- (3) 対外経済協力審議会中間答申について
- (4) 今後の委員会運営方針について

4. 審議経過の概要

- (1) 理事長挨拶

昭和41年にアジア・アフリカ諸国に調査団を派遣し各国の要請を調

査した結果に基づき、現在年間予算9億1千万円をもって医療協力事業を実施していること。

本年より、事業団内部の機構についても医療協力部を他部から独立させて効果的に業務を推進させる機構をつくりつつあること、並びに医療協力事業遂行上の諸問題について学識経験者からの助言、指導を得て本事業を発展せしめたい旨の挨拶が行われた。

(2) 仮座長選出

委員会会議を運営するにあたり、出席委員の賛成を得て、本多委員を仮座長に選出した。

(3) 運営規程の審議

事業団医療協力部、吉本職員が、配布資料「昭和45年10月16日海技協達第13号「海外医療協力委員会の設置及び運営に関する達」」を朗読、本多仮座長より委員の意見を求めたところ、本件達について全員異議のない旨の発言があった。

(4) 委員長の互選

本多仮座長より本件達第5号に基づく委員長の選出の提案があり、多ヶ谷、外山委員より小平委員を推薦する旨の発言があり、全委員の賛成を得て小平委員が委員長に選出された。

又、第一回委員会の議題に入る前に、委員及び幹事の自己紹介を行った。

(5) 医療協力の現状と問題点

後藤幹事よりOTCAの機構、予算及び医療協力事業の現状について概況説明があり、併せて次のような問題点についての発言があった。

- ① 分課のない医療協力部の組織、業務量と定員数等の機構上の問題。
- ② 現在の調査団の派遣期間は普通2.3週間であるが、これではあまりにも短かすぎ、現地の医療事情及びneedを完全に理解し、把握するところがむずかしいこと。
- ③ 東南アジア、アフリカ地域におけるコレラ、痘そう等の急性感染症

に対してどのように対処していくか。

- ④ 専門家の、同一大学、同一研究所からの長期派遣の困難性、及び大学教授を派遣専門家として決定する際の文部省との手続上の問題。
- ⑤ 派遣専門家の適格な人選の困難性。
- ⑥ 機材供与、特に高度の技術が要求される機材供与の要否。
- ⑦ 研修員の受入、特にプロジェクト推進上不可欠である counter part の計画的育成。
- ⑧ 医学関係研修員専用の training center の設置。
- ⑨ 研修終了後の研修員に授与される資格、特に Degree 制度の確立。
- ⑩ 医療協力を含めての技術協力に対する国民的支持を得るための OTCA の日本国内における P.R 方法の改善。
- ⑪ プロジェクトの選定及びプロジェクト推進上の長期的視野に立った政策の樹立。

以上の問題点についての解決に当っては、当委員会の助言と協力をお願いする旨の発言があった。

(6) 委員、幹事間の質疑応答及び委員よりの意見

- ① 小平委員の OTCA と、日本国際医療団等の他の機関との連絡、連携如何に関する質問に対し、白幡委員より、日本国際医療団は OTCA の応援部隊として協力していきたい旨、及び後藤幹事より、JOCS（日本海外キリスト教医療協力会）や日本国際医療団などの民間機関よりの協力を得て医療協力事業を推進していきたい旨、それぞれ発言があった。
- ② 多ヶ谷委員より、研修員の受入、待偶等についての質問があり、田付理事長よりこの点について、現在は概して相手国における中級の人を呼んでいるが、今後は大蔵省にも要求して上級管理職員を呼び、これについて相応の待偶を与えるよう努力いたしたい旨の解答があった。

また、伴外務省技術協力課長より、相手国よりの専門家は年間50人

～60人の範囲内でセミナー参加者ということで受け入れ、又 senior なセミナー参加者は participant と呼んでいる旨の説明があった。

③ 水野委員から、援助受入国の need と、日本が与えた援助に対する受入国側の反応をOTCAは把握しているのか、という旨の質問が出た。

後藤幹事より、「現在の医療協力部の組織、業務量からみて、計画性、一慣性をもってこのような問題に対処することは殆んど不可能であり、本件解決のためにも委員の協力を願いしたい旨の発言があった。

これに連れて伴幹事より、相手国においては、未熟な行政組織の中で技術協力の priority を決めている。従って相手国の need を卒直に認めることよりもむしろ相手国を未成年者とみたてて、科学的に援助供与国の実態を調査する必要があると思われる旨の発言があった。

④ 白幡委員より、コロンボ計画開始時より今日に至るまで、我国の技術援助の目的は不明確のままである。我国の財政は単年度予算という形式をとっており、これによって技術協力推進上、大きな問題が出てくる。医療専門家に対する待遇改善を考えていく必要がある旨の問題提起があった。

⑤ 本多委員より、日本人医師は現地の大学において、現地人 counterpart の養成にあたり、また日本に来た counterpart の教育を徹底して行うというように医療協力を教育という点に集中させたらどうか、という旨の発言があった。

⑥ 曲直部委員より、本多委員の意見に賛成であり、専門家は相手国の中央において医師の養成にあたるべきである。また、現地の大使館とOTCAとの連絡が悪い旨の発言があった。

(7) 帰国専門家の意見

報告者 インドネシアよりの帰国専門家、塩沢結核研究所長

雑感として、赴任前の想像と現地事情は大いに異っていた。インドネシアの学者たちは、ほとんどが西欧に関心を持っている。

医師の給料は在職年数10年くらいで約12,000円程度であるが、これは

もちろんインドネシアの economic condition に左右されているものである。

また、現実に医者が労働する時間は3時間くらいであり、こうなると援助を与える場合どうしても気長な計画を立てなければならない。従って我々は相手国の need を把握しなければならない。確かに、伴課長の発言のように気まぐれな need もある。そこで我々は相手国政府の出す need の中から気まぐれなものと、そうでないものとを振り分けて、最大限相手国の need に応じる姿勢をとらねばならない。

次に、医療調査団のあり方をもっと検討すべきである。三週間ぐらいの短期間では、相手国の need を正確に把握することはできない。

また、機材供与も counterpart の ability に応じて step by step の姿勢で行っていく必要があり、機材供与後の follow-up も十分に行う必要がある。

OTCAに対する要望として、

- ① 帰国報告会の際、専門家に対する良きアドバイス乃至は批判が欲しい。
- ② 地域研究システムの充実を計って欲しい。
- ③ 研修生の受入と機材の供与を円滑にして欲しい。

など発言があった。

(8) 「対外経済協力審議会中間答申」について OTCA 医療協力部吉本職員が上記答申を朗読した。

片峰委員より、我国の医療援助の中で、病院建設及び公衆衛生、予防医学の面を強化して欲しい。また、日本内地にも無医村という問題もあり、海外に医師を派遣する際には、それなりの政策を立案する必要がある旨の発言があった。

(9) 今後の委員会運営方針について

都内に在住する医療関係の者が何人か集り、次の委員会の議題を決定することとなった。

本多委員より、今後の委員会においてはプロジェクトの遂行方法について審議する必要がある。またその審議事項の中に教育の問題を盛り込んで欲しい旨の提案があった。

曲直部委員は、小委員会での決定事項については、地方在住者にも十分連絡をはかけて欲しい旨の発言をした。

5. 決議事項及び議決の概要

- (1) 小平委員が本委員会の委員長に就任した。
- (2) 都内在住の医療関係者が集り、小委員会を開き、第2回目の本委員会の討議事項を決定する。

